

# やむを得ない事情による「英語力確認テスト」未受験者への対応

令和4年7月7日 大学教育センター

やむを得ない事情で「英語力確認テスト」本試験と追試験を受験できないと認められた学生に対して、以下のように対応する。

## 1. 1年次前学期「英語コミュニケーション」(必修科目)の単位修得

「英語力確認テスト」の受験を「英語コミュニケーション」単位修得の要件としない。

## 2. 1年次後学期以降の選択科目における履修条件

- (1) 学務情報システムに TOEIC スコアが登録されていない場合、「英語コミュニケーション」のレベルに応じた「みなし得点」を下表に従い登録し、履修条件として採用する。やむを得ない事情が解消されるまで、下表の「みなし得点」の登録を継続する。

「英語コミュニケーション」による レベル	TOEIC スコアによる 履修条件	学務情報システム上の 「みなし得点」 <sup>1</sup>
上級	600 点以上	602
中級	500 点台	502
初級	500 点未満	402

注 1. TOEIC (5 点刻みスコア) と TOEIC 以外の外部試験 (下一桁 1 点) と区別するため、「英語コミュニケーション」のレベル分けによる「みなし得点」は下一桁 2 点とする。

- (2) 「英語コミュニケーション」のレベル分けと現在の習熟度が合致しておらず、他レベルの選択科目群を受講したい学生は、「英語力確認テスト」追試験の翌日までに教務課教務係又は浜松教務課共通教育係へ申し出る。その際、TOEIC 以外の外部試験等、自己の英語力を証明するものがある場合は、その複写を提出する。英語教員による面接試験 (学生の状況に応じてリモート面接) を実施したうえ、英語科目部による可否の判定後、下表に従い登録し、履修条件として採用する。やむを得ない事情が解消されるまで、下表の「みなし得点」の登録を継続する。

英語教員の面接試験によって 判定されたレベル	TOEIC スコアによる 履修条件	学務情報システム上の 「みなし得点」 <sup>2</sup>
上級	600 点以上	603
中級	500 点台	503
初級	500 点未満	403

注 2. TOEIC (5 点刻みスコア) や TOEIC 以外の外部試験 (下一桁 1 点) ・「英語コミュニケーション」のレベル分け (下一桁 2 点) と区別するため、英語教員の面接試験による「みなし得点」は下一桁 3 点とする。

### 3. 2年次後学期「英語演習」(必修科目)の自動単位認定

「みなし得点」が学務情報システムに登録されている2年生が、「英語力確認テスト」本試験と追試験を含め TOEIC L&R IP テストや TOEIC L&R 公開テストをやむを得ない事情で受験できず、2年後学期の抽選履修登録期間の開始前日までにスコア登録ができなかった場合、条件を満たさない為、「英語演習」の自動単位認定及び履修免除は行われない。

但し、CASEC (オンライン英語試験) を自主的に受験して、CASEC スコアレポート (CASEC のスコア及びその TOEIC 換算点) を「英語力確認テスト」追試験の翌日までに教務課教務係又は浜松教務課共通教育係に申し出た場合、英語教員による面接試験 (学生の状況に応じてリモート面接) を行い、英語科目部によって、当該スコアの妥当性を判定する。判定された TOEIC スコア換算点に基づいた「みなし得点」を下表に従い登録し、「英語演習」の自動単位認定の成績評価として採用する。

CASEC 後の英語教員の面接試験で判定された TOEIC スコア換算点	TOEIC スコアによる履修条件	学務情報システム上の「みなし得点」	「英語演習」自動単位認定の成績評価
700~990	700 点以上	703	秀
650~695	600 点以上	653	秀
600~645	600 点以上	603	優
500~595	500 点台	503	良
10~495	500 点未満	403	単位認定対象外

「みなし得点」が 503 点以上の学生に対して、やむを得ない事情が解消されるまで、上表の「みなし得点」の登録を継続する。「みなし得点」が 403 点の学生に対しては、『全学教育科目履修案内』の「全学教育科目の科目区分の履修方法詳細」中、「英語」の頁 (「英語演習」履修による単位修得・TOEIC スコア個別申請による単位認定) 及び別に定める『やむを得ない事情によって TOEIC 受験をできない「英語演習」履修者への対応』に則る。

### 4. やむを得ない事情の解消

やむを得ない事情が解消した場合、当該学生は TOEIC L&R IP テスト或いは TOEIC L&R 公開テストを速やかに受験する。やむを得ない事情が解消した翌学期以降、「みなし得点」を履修条件として採用しない。やむを得ない事情が解消されておらず、翌学期の選択科目の履修も「みなし得点」を採用する必要がある学生は、その科目の抽選履修登録期間の開始前日までに教務課教務係又は浜松教務課共通教育係へ申し出る。一方、申し出がない場合は、やむを得ない事情が解消されたこととする。